

## 指定訪問介護（指定介護予防訪問介護相当事業）運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社メリーランドが開設する「訪問介護メリーランド」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定介護予防訪問介護相当事業）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態等）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### （指定訪問介護指定介護予防訪問介護相当事業運営の方針）

第2条 指定訪問介護指定介護予防訪問介護相当事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 指定訪問介護指定介護予防訪問介護相当事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称及び所在地）

第3条 指定訪問介護指定介護予防訪問介護相当事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 訪問介護メリーランド

所在地 青森市松森1丁目9-8 ビュー松森102

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤兼務職員1人）サービス提供責任者と兼務

管理者は、事業所の従業者及び、業務の管理を一元的に行うとともに従業者に、事業に関する法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。自らも提供にあたる。

## 二 サービス提供責任者 3人

人 (管理者と兼務1人、常勤1人、非常勤1人)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護指定介護予防訪問介護相当事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護相当事業計画の作成等を行う。

## 三 訪問介護員 12 (非常勤12人)

訪問介護員は、訪問介護予防訪問介護相当事業の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎日とする。祝日営業
- 二 営業時間 午前6時30分～午後8時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

### (訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

#### 一 身体介護

- 食事介助 ・・・ 食事の介助を行う。
- 入浴介助 ・・・ 入浴（全身浴、部分浴、清拭、洗髪）介助を行う。
- 更衣介助 ・・・ 上着、下着の着替えの為の介助を行う。
- 身体整容 ・・・ 日常的な整容（洗顔、歯磨き、整髪等）の介助を行う。
- 体位変換 ・・・ 褥瘡（床ずれ）予防の為の体位変換を行う。
- 移動、移乗介助（通院介助等）  
・・・ 室内外の移動、車いすへの移乗及び移動の介助を行う。
- 服薬介助 ・・・ 配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行う。
- 起床、就寝介助 ・・・ ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がり等の介助を行う。
- 特段の専門的配慮をもって行う調理  
・・・ 医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食の調理を行う。

#### 二 生活援助

- 買い物 ・・・ 利用者本人の日常生活に必要な物品の買い物を行う。
- 調理 ・・・ 利用者本人の食事を調理する。
- 掃除 ・・・ 利用者本人の居室の掃除や整理整頓を行う。
- 洗濯 ・・・ 利用者本人の衣類等の洗濯を行う。

2 指定介護予防訪問介護相当事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、青森市の要項で定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- ① 介護予防訪問介護相当事業費（I）・・・1週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護相当事業費（II）・・・1週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護相当事業費（III）・・・1週に2回を超えた場合

#### 一 自立生活支援の為の見守り的援助

- ① 利用者と一緒に手助けをしながら行う調理（安全の為の声掛け、疲労感や体調の確認を含みます）を行う。
- ② 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防の為の声掛け、気分の確認などを含みます）を行う。
- ③ ベッドの出入り時等、自立を促す為の声掛け、（声掛けや見守り中心で必要な時だけ介助）を行う。
- ④ 排せつ等の際の移動時、転倒しないようにそばに付き添う。  
(介護は必要時だけで、転倒や事故がないように常に見守りを行う)
- ⑤ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら物品を選べるように援助する。
- ⑥ 洗濯物と一緒に干したり、たたんだりすることにより、自立支援を促し、転倒予防等の為の見守り声掛けを行う。

#### 特別地域加算

特別地域加算対象地域のため所定単位数に 15%を加算した分の自己負担割合分の金額を請求致します。

#### 処遇改善加算

サービス提供の総費用額の1割又は2割が利用者負担となります。

厚生労働省が定める基準に適合しているため算定いたします。

所定単位数×13.7%

#### 特定事業所加算

体制要件・人材要件を満たすため、所定単位数に 10%を加算した分の自己負担額割合分を乗じた金額を請求致します。

- 3 第9条に定める通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護（指定介護予防訪問介護相当事業）に要した交通費はその実費を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - 一 通常の実施地域を越えてから、片道10キロ未満 200円加算。
  - 二 通常の実施地域を越えてから、片道10キロ以上1km増すごとに200円に20円加算。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### （緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護予防訪問介護相当事業を利用中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護（指定介護予防訪問介護相当事業）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

#### （苦情処理）

第8条 指定訪問介護（指定介護予防訪問介護相当事業）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

#### （通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市（浪岡地域を除く）の区域とする。

#### （個人情報の保護）

- 第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### (虐待の防止について)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じるものとする。

(1)虐待防止に関する責任者を選定するものとする。

虐待防止に関する責任者	藤田 和代
-------------	-------

(2)成年後見制度の利用を支援するものとする。

(3)苦情解決体制を整備するものとする。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・復旧するための研修を実施するものとする。

### (その他運営規程に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 繼続研修 (1ヶ月後) 年12回
- 2 従業者及び従業者であった者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者及び従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を自ら保つため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社メリーランドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。